

糸満市農業委員候補者及び糸満市農地利用最適化推進委員候補者募集要領

1 目的

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、募集を行う。

2 糸満市農業委員の概要

- (1) 農業委員は、糸満市に住所を有する者、又は糸満市において農業経営を行っている者で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が、議会の同意を得て任命する。
- (2) 定数は、12人。その内過半数を認定農業者とする。また、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者も含めるものとする。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日まで。

3 糸満市農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 推進委員は、糸満市に住所を有する者、又は糸満市において農業経営を行っている者で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見をもって職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱する。
- (2) 定数は、14人。担当する区域及び推進委員の数は、兼城区域（字糸満含む）3人、高嶺区域3人、三和東区域4人、三和西区域4人とする（別表1参照）。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、委嘱の日から農業委員の任期満了の日まで。

4 主な業務内容

- (1) 農業委員
 - ① 農業委員会総会への出席
 - ② 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成、変更
 - ③ 農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
 - ④ 農地転用許可申請に係る、県への意見決定
 - ⑤ 農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定
- (2) 農地利用最適化推進委員
 - ① 地域計画など、地域農業者との話し合いを推進
 - ② 農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進
 - ③ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
 - ④ 農地中間管理機構と連携

5 推薦及び募集

推薦及び募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 農業者、農業者が組織する団体その他関係者による候補者の推薦
- (2) 農業委員、農地利用最適化推進委員になろうとする者の募集

6 推薦人

推薦を行うことができるものは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 糸満市内に住所を有する者で糸満市農業委員会の区域内において、10アール以上の農地につき耕作の業務を営むもの
- (2) 農業者が組織する団体であってその区域が、糸満市農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの
- (3) 糸満市内の自治会
- (4) その他、市長が認める団体その他の関係者

7 推薦される者及び応募する者の制限

次のいずれかに該当するものは、委員の候補者となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

8 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要な事項を記入のうえ、糸満市農業委員会事務局へ提出する。

(1) 提出書類：

①農業委員候補者関係様式

- ア 団体が推薦を行う場合 【様式第1号 農業委員候補者推薦書（団体用）】
- イ 個人が推薦を行う場合 【様式第2号 農業委員候補者推薦書（個人用）】
- ウ 自ら応募する場合 【様式第3号 農業委員候補者応募書】

②農地利用最適化推進委員候補者関係様式

- ア 団体が推薦を行う場合 【様式第4号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）】
- イ 個人が推薦を行う場合 【様式第5号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）】
- ウ 自ら応募する場合 【様式第6号 農地利用最適化推進委員候補者応募書】

※添付書類 被推薦者及び応募者の

- ①住民票抄本（本籍地記載のもの）
- ②令和7年分確定申告書の写し
- ③市税等及び国民健康保険税の完納証明を添付してください。

- (2) 提出方法：持参または郵送（※郵送の場合は簡易書留にて郵送してください）

(3) 提出場所：郵便番号 901-0392

住 所 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市農業委員会事務局

TEL 098-840-8150

(4) 募集期間：令和8年5月11日（月）～令和8年6月10日（水）

※郵送の場合（簡易書留）は、募集期限当日消印有効となります。

(5) 受付時間：土日・祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。

(6) 候補者情報の公表：候補者及び推薦者に関する情報（住所・電話番号を除く）は、募集期間の中間と終了後に公式ホームページで公表する。

(7) その他：農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することができる。ただし、兼務はできない。また、農地利用最適化推進委員については、同時に、他の区域に推薦・応募することができる。

○別表1 「農地利用最適化推進委員の担当区域一覧表」

区域名	構成集落（大字名）	定数
① 兼城区域	阿波根、北波平、武富、賀数、潮平、兼城座波、照屋 ※字糸満含む	3人
② 高嶺区域	豊原、大里、与座、真栄里、国吉	3人
③ 三和東区域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、米須、大度、摩文仁	4人
④ 三和西区域	伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武束里、福地、山城、伊原	4人

